

令和8年4月版『建設業許可申請の手引き』主な変更箇所

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数、参照先のページを変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。

目次（修正）

- ・ 令和7年4月 ⇒ 令和8年4月 に修正

P14（追記）：（1）大臣許可と知事許可

- ・ 営業所の判断要素に関する詳細内容を追記。

P35、36（追記）：表5 技術者の資格

- ・ 資格コード88～91（職業能力検定：塗装）の記載方法に関する注意事項を追記。

P37（追記）：表5-2 技術者の資格（基幹技能者）

・ 令和7年10月17日施行「国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める告示」により追加のあったものを追記。

- ・ 登録道路等法面保護基幹技能者（工種：とび・土工工事業）
- ・ 登録斜面防災基幹技能者（工種：とび・土工工事業、さくい工事業）
- ・ 登録石材施工基幹技能者（工種：石工事業）

P40（修正・追記）：（五）欠格要件に該当しないこと

- ・ 刑法改正に伴う修正（禁固→拘禁）
- ・ 刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日を示した図を追記。

P45（追記）：（2）許可申請時の書類

- ・ 商業登記の履歴事項全部証明書の「目的欄」に関する記述を追記。

P46（修正）：（2）許可申請時の書類

「法人の役員等のうち株主、顧問、相談役については提出を要しません」の表記を

「法人の役員等のうち業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者のいずれも兼ねていない株主、顧問、相談役については、提出不要です」に表記を修正

P 4 7 (追記) : (2) 許可申請時の書類

「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の添付が必要な場合の欄に「※未成年者の場合はその法定代理人分も必要です。」を追記。

P 4 8 (削除) : (2) 許可申請時の書類

・健康保険にかかる適用除外承認を受けていることを証する書類（適用除外承認申請書の写し、適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書のいずれか）の提出を求めないこととする。

P 4 8～4 9 (追記) : (2) 許可申請時の書類

・社会保険料を電子納付している場合に添付書類として求める資料を追記。

P 5 1、5 4、5 5、5 8、6 2、6 3、6 4 (追記)

: 表 7 許可申請等における確認資料一覧表等

・所得税の確定申告書の後ろに（第一表）を追記。

P 5 1、5 8、6 0、6 1、6 3、6 4 (修正・追記)

: 表 7 許可申請等における確認資料一覧表等

・「法人税確定申告書（別表一）」、「役員給与等の内訳書」又は「雇用保険被保険者証」の表現を修正し、「雇用保険被保険者証」を削除。

・「雇用保険被保険者資格取得等確認書」又は「雇用保険事業所別被保険者台帳」を追記。

P 5 1 (修正) : 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者に関する確認資料（履歴事項全部証明書）

・登記懈怠した期間に関する注意書きを追記。

※登記懈怠した期間は、経験期間として認められません。ただし、事実上役員であったことが確認できるもの（登記上は退任しているものの、役員改選の議事録があり、その期間の間に役員報酬が支払われていることが確認できる資料）がある場合は可とします。

P 5 1、5 5、5 8、6 0、6 3、6 4、7 1 (修正) : 「健康保険被保険者証」

・経験期間の常勤性確認書類として利用できる期間の表記修正（R7.12→R7.12.1）

P 5 2 (追記) : (4) 許可申請時等における確認資料

・営業所に関する確認資料の欄に、「営業所が公営住宅の中にある場合は、各自治体の条例で事業主体の承認を得た際は他の用途に利用できる場合に限り可。その際は、事業主体の長の承諾書等の提出が必要となります。」を追記。

P 5 3 (追記) : 電気工事業に関する注意

・営業所技術者等の箇所に、「電気工事業法に基づく登録等がなされていることを前提に確認するものとし、登録等が行われていない状況の請負である場合には、その期間については実務経験として認められないものとして扱いますのでご注意ください」を追記。

P 5 5 (追記・修正) : 常勤性確認資料について

・健康保険資格確認証（氏名、生年月日、事業所名称、及び適用年月日の全てが確認できる場合のみ）を追記。

・過去に発行された健康保険被保険者証（R6.12.1まで）は、申請（変更届出）時点の常勤性の資料として使用できない旨に修正。

P 5 5 (削除) : 常勤性確認資料について

・電子申告でない確定申告書の確認を行う際の方法から「税務署で納税者本人または代理人が、税務署の窓口で過去に提出した申告書を閲覧（税務署での申告書等の閲覧サービス）し、当該確定申告書の転記若しくは写真撮影を実施」を削除。

P 5 8 (追記) : (1) 経營業務の管理責任者等としての経験に関する確認

建設業許可業者の令第3条に規定する使用人（営業所長、支店長等又は支配人）として経営経験がある場合の在籍確認資料に「雇用保険被保険者資格取得等確認書」又は「事業所別被保険者台帳」を追加。

P 7 0 (追記) : 実務経験を要件とする場合の取り扱いについて

・確認書類の注意書きに下記内容を追記。

※「見積書」や「明細書」のみでは認められません。

※内容が不明確な場合や疑義がある場合は、見積書等内容が分かる書面の提出を求めます。

※工事請負契約書、注文書、工事代金請求書等の裏付資料は当時の資料で確認します（申請用に新たに作成し直した資料は認めません）。

P 7 1 (追記) : 実務経験を要件とする場合の取り扱いについて

・法人の役員の場合は商業登記簿（役員の在任期間）の後に「※非常勤役員は認められません。」を追記。

・雇用保険被保険者証→雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に変更

・雇用保険の「事業所別被保険者台帳」を追記

P 7 2 (追記) : 実務経験証明書の作成にあたっての注意事項

・解体工事や電気工事など他法令に基づく登録が必要なものについては、登録がない場

合は、その実務経験内容をもって建設業許可申請に際しての実務経験としては認められない旨を追記。

P 9 2、1 0 1 (追記)：建設業者の地位の承継について

- ・事業承継の許可の有効期間を明記。

P 1 1 0 (追記)：(1) 変更等の届出

・経營業務の管理責任者の変更の際に求める改姓・改名の際の提出書類に「許可申請時の確認資料で添付されている履歴事項全部証明書で改姓・改名の事実が確認できない場合」のみ、戸籍抄本【原本】又は住民票【写】(記載事項証明書で旧姓が併記されているもの)を追加。

P 1 1 0、1 1 1 (追記)：(1) 変更等の届出

・改姓・改名の際の提出書類に、「住民票【写】(記載事項証明書で旧姓が併記されているもの)」を追加。

P 1 1 4 (追記)：(1) 変更等の届出

・注3、総株主の議決権の5/100以上を有する株主等に変更がある場合の理由として、(新たに総株主の議決権の5/100以上を有する者または5/100に満たなくなる者)を追記。

P 1 1 6 (変更)：(2) 廃業等の届出

・更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさないことにより、特定建設業から一般建設業になる場合にも廃業届の提出を求める旨を記載。

・廃業届と同時に一般建設業許可申請を行う場合は「新規」又は「業種追加」申請となることから、更新の法定提出期限(30日前)より余裕をもって申請する旨を記載。

P 1 2 0 (修正)：行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて

下線部の箇所を追記。

注) 本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が官公署に提出する書類の作成を、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等いかなる名目によるかを問わず、対価を受領して、業として行うことは法律で禁止されておりますので、ご注意ください。

P 1 2 1 (追記)：9. 許可申請書の記載例

各証明書類の証明有効期限の具体例を明記する。

証明書類	起算日	証明有効期間【注1】
登記されていないことの証明書、身分証明書、住民票、履歴事項全部証明書、所得証明書、納税証明書、その他証明書類【注2】	発行日	3か月
取引金融機関の預金残高証明書	基準日（×発行日）	4週間
取引金融機関の融資証明書	基準日（×残高日）	4週間

【注1】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。

【注2】所得証明書については、内容に変更がない限り3か月以内であることを要しません。

P124、233（追記）：建設業許可申請書

- ・氏名が10文字以上の場合の記載例を明記。
- ・建設業以外に行っている営業の種類がない場合は、「空白」とする旨を明記。

P150、152、158、169、170（追記）：

常勤役員等の略歴書、常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書、許可申請者の調書、使用人の調書

・賞罰欄に、「刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから5年以内の申請（届出）において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。」を追記。

P161～163、236（追記）：営業所技術者等証明書

- ・現住所欄の注意書きに下記の内容を追記。

営業所技術者等証明書に記載されている住所に誤りがあり、常勤性が確認できない場合は、建設業許可の取り消しになりますので、ご注意ください。

P169（追記）：許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

「※未成年者の場合はその法定代理人分も必要です。」を追記。

P181、182、200（追記）：注記表

- ・17-3 国際最低課税額に対する法人税等の項目を追加（R7.4.1改正内容）
（「会計監査人設置会社」「公開会社」「株式譲渡制限会社」「持分会社」のすべての会社で記載が必要）

P226（追記）：変更届出書（第一面の記載例）

- ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）→経營業務の管理責任者等 に変更